

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 若恵福社会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

(案定款第 9 条及び第 24 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、手数料等を含む）の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 定款第 9 条及び第 24 条に定めるとおり、報酬は支給しない。

(費用)

第 4 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給することができる。

(公表)

第 5 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。